区長室 広聴広報課 報道係 電話 5984-2693



災害時、道路障害物を除去する協定を締結

~ 災害時、道路の障害物を除去し医療機関や避難所への通行を確保します~

と き 平成 27 年 3 月 10 日 (火)午前 10 時 30 分~午前 11 時 00 分

ところ |練馬区役所 5 階 区長室 (豊玉北 6-12-1)

10 日、区は、震災時に災害時医療機関や避難所に通じる道路の障害物を速やかに除去できるよう、関係団体および業者と協定を締結した。

これにより、障害物の除去に必要な建設機械が確保され、 専門の作業員が除去作業をいち早く開始できる。また、震災 時、区からの要請を待たずに作業を速やかに行えるよう、関 係団体ごとに作業を担当する地区を割り当てた。締結式には、 障害物除去作業にあたる区内の建設関係 3 団体と建設機械を 提供するリース会社 5 社の代表者が、練馬区長と協定書を取 り交わした。



【締結式の様子1】

【協定の背景と内容】

練馬区では、大規模災害時において被災者の救命、救出など、より効率的・効果的に災害対応 を実施するため、被災自治体の事例などを踏まえ「練馬区非常時優先業務実施方針」を策定した。

その一環として、災害時に道路障害物を最優先に除去する路線(啓開道路)の見直しを行なうとともに、いち早く障害物除去作業を開始できる体制作りに取り組んでいる。道路の障害物除去作業の実施にあたっては、専門の作業員や建設機械の確保が課題となる。

そこで、区内および近郊のリース会社5社と建設機械等の供給に関する協定を締結するとともに、区内の建設関係団体の練馬土木協会、練馬環境造園協会、東京都電気工事工業組合練馬地区本部と、これまでの協定を見直し、地震発生後、あらかじめ定められた啓開道路等に参集し作業をすることなどを盛り込んだ協定を改めて締結する。

これを契機に、区と協定団体は訓練を実施するなど、災害時に即応した体制の強化を目指すこととしている。

【協定の相手方】

「道路障害物除去等応急災害対策業務に関する協定」

練馬土木協会

練馬環境造園協会

東京都電気工事工業組合練馬地区本部

「災害時における資機材等の供給に関する協定」

株式会社 アクティオ

株式会社 カナモト

株式会社 サンペイ

株式会社 鳴浜リース

株式会社 レンタルのニッケン



【締結式の様子2】

【問い合わせ】土木部 道路公園課 管理係 電話03-5984-1343